

## 笠間市議会総務企画委員会記録

令和8年2月27日 午前10時00分開会

### 出席委員

委員長	川村和夫君
副委員長	河原井信之君
委員	坂本奈央子君
〃	田村幸子君
〃	西山猛君
〃	大関久義君

### 欠席委員

なし

### 出席説明員

市長公室長	堀江正勝君
人事課長	藤田優君
人事課長補佐	石川幸子君
人事課G長	塩田拓生君
人事課G長	川井章裕君

### 出席議会事務局職員

議会事務局次長	石井謙
次長補佐	鶴田貴子

### 議事日程

令和8年2月27日（金曜日）

午前10時00分開会

1 開会

2 案件

(1) 付託案件の審査

・議案第2号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

午前10時00分開会

○川村委員長 おはようございます。総務企画委員会委員の皆様並びに執行部の方々におかれましては御出席を賜りまして、ありがとうございます。

ただいまの出席委員は6名であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから総務企画委員会を開会いたします。

本日の議案説明のため出席を求めた者は、資料のとおりであります。また、議会事務局より、石井次長、鶴田次長補佐が出席しております。

本日の会議の記録は、鶴田次長補佐にお願いいたします。

---

○川村委員長 これより議事に入ります。

今期定例会で総務企画委員会に付託になりました、議案の審査であります。

審査は、審査日程表により行います。

それでは、市長公室人事課が所管いたします、議案第2号 笠間市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についての審査を行います。

提案者の説明を求めます。

人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 人事課の藤田です。よろしくお願いたします。

本案は、人事院及び茨城県人事委員会の給与勧告の内容を踏まえまして、特別職及び一般職等の給料表や期末・勤勉手当などの改定を行うものでございます。

議案書2ページを御覧ください。

第1条は、笠間市職員の給与に関する条例の改正のうち、令和7年4月1日に遡って適用となる事項を定めるものでございます。

第12条の3、通勤手当において、自動車等の使用距離10キロメートル以上の区分について支給額を引き上げるものでございます。

次に、4ページから6ページを御覧ください。

第20条、期末手当及び第21条、勤勉手当におきまして、令和7年12月支給期の期末手当及び勤勉手当の支給割合を、それぞれ100分の2.5ずつ引き上げるものでございます。

続いて、6ページ後段から47ページにかけましては、国等と同様に給料表を引き上げる内容でございます。

47ページを御覧ください。

第2条は、笠間市職員の給与に関する条例の改正のうち、令和8年4月1日から適用となる事項を定めております。

次に、48ページから49ページを御覧ください。

第10条の2において、初任給調整手当を新設いたします。新たに採用される職員につきまして、給料が最低賃金を下回る場合、その差額を支給するものでございます。

続いて、49ページから53ページを御覧ください。

第12条の3、通勤手当におきまして、60キロメートル以上の区分の支給額を引き上げるとともに、外部駐車場利用に対する通勤手当を新設するものでございます。

続いて、54ページから56ページを御覧ください。

第20条、期末手当、第21条、勤勉手当において、令和7年12月に引上げを行った期末・勤勉手当につきまして、令和8年度以降、6月と12月に均等に配分するものでございます。

次に、56ページから58ページを御覧ください。

笠間市の特別職の職員で常勤のものとの給与及び旅費に関する条例の改正でございますが、第3条は令和7年4月1日に遡って適用され、57ページからの第4条は令和8年4月1日から適用となります。一般職と同様に令和7年12月支給期の期末手当を引き上げ、以降の配分を見直しするものでございます。

58ページの附則第27項は、市長の給料について、令和8年4月22日まで、条例で定める額の10%に相当する額を減額する内容でございます。

続いて、58ページから60ページを御覧ください。

笠間市の一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の改正でございますが、第5条は令和7年4月1日に遡って適用され、第6条は令和8年4月1日から適用となります。任期付職員の給料表の引上げ、期末・勤勉手当の見直し、初任給調整手当を新設するものでございます。

続いて、61ページから70ページを御覧ください。

笠間市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の改正でございますが、第7条は令和7年4月1日に遡って適用され、第8条は令和8年4月1日から適用となり、常勤職員と同様に給料表の引上げ及び初任給調整手当の新設を行うものでございます。

70ページを御覧ください。

第9条は、笠間市の単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の改正でございますが、令和8年4月1日から初任給調整手当を新設するものでございます。

71ページを御覧ください。

第10条は、笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の改正でございます。地域手当を、令和8年4月1日から本則どおり4%に引き上げるものでございます。

最後に、71ページから75ページを御覧ください。

附則でございますが、本案の施行日及び適用日、規則への委任等について規定するものでございます。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○川村委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑のある方は挙手をお願いいたします。

大関委員。

○大関久義委員 今、初任給調整手当という初任給が、最低賃金を下回る場合というような説明がありました。

初任給が最低基準を下回る場合というのはどういう場合が想定されるのか、その辺のところをもう少し詳しく。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 現在のところ、笠間市におきましては、初任給が茨城県の最低賃金を下回っている状況ではございません。

今後、仮に国等の方針によりまして最低賃金が引き上げられた場合、笠間市の初任給を上回るような可能性もなくはないというところで、このような改正が今回行われまして、そのような場合にはその最低賃金と笠間市の初任給の、例えば時給額で何百円とか差額が出た場合にはその差額を埋めるような手当が支給されるような内容が今回新設されたということでございます。

○川村委員長 大関委員。

○大関久義委員 今、現行ではそういう状態は見当たらないのだけれども、国のほうの最低賃金の改正があった場合には対応できるようにということでの理解でよろしいですか。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 委員おっしゃるとおりでございます。

○大関久義委員 了解です。

○川村委員長 ほかにありませんか。

坂本委員。

○坂本奈央子委員 52ページのところの説明で、駐車場に関する支給が変わりますという説明があったのですが、これは対象となるのは駐車場を借りている職員全員ということは、正職員だけではなく、会計年度任用職員とか短期の方とか駐車場を利用する方全員を対象としているのか、伺います。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 委員おっしゃいますとおり、正職員のみではなくて、会計年度任用職員等も対象となるということになります。

○川村委員長 坂本委員。

○坂本奈央子委員 では、その中には、学校の教職員の皆様も駐車場の利用料を払っていると思うのですが、その対応はまた別になるのでしょうか。教職員も対象ですか。

○川村委員長 人事課長藤田 優君。

○藤田人事課長 学校にいらっしゃる方については教職員ということで、県の職員ということになるかと思えます。そちらの場合は、県のほうの対応になるかと思えます。

○坂本奈央子委員 分かりました。

○川村委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 ないようですので、以上で質疑を終結いたします。  
討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 討論を終結いたします。

これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を、原案のとおり可決すべきものと決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

執行部退席のため、暫時休憩いたします。

午前10時09分休憩

---

午前10時10分再開

○川村委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で総務企画委員会に付託になりました議案の審査は終了いたしました。

ただいま御審議いただきました審議の結果については、本日午後からの本会議で報告いたします。

なお、報告書の作成については委員長に一任させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川村委員長 御異議ございませんので、委員長に一任させていただくことに決定いたしました。

以上をもちまして、総務企画委員会を閉会いたします。

午前10時10分閉会